

守山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した令和3年度財政的援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月29日

守山市監査委員 馬 場 章

守山市監査委員 新 野 富美夫

財政的援助団体等（指定管理者） 監査結果報告書

1 対象団体等

(1) 指定管理者

社会福祉法人洛和福祉会

(2) 市所管課

こども家庭部保育幼稚園課

2 対象施設

守山市立吉身保育園（本園）

3 監査期間

令和4年1月14日から同年2月21日まで

4 監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者が、当該施設の管理運営にあたり、当該施設の設置目的に沿って、関係法令、協定書、仕様書等の定めるところにより、適正かつ効果的に業務を遂行しているかどうかを主眼とし、監査資料（令和3年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、新型コロナウイルス感染症がまん延状態であることから書面監査に切り替え、必要に応じ関係人へ書面による聴取等を行うことにより実施した。

5 監査結果

吉身保育園（本園）の指定管理について、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。今後においても引き続き、長年蓄積された実績や経験を基に、適切かつ効率的な施設の管理、運営等にあたられることを期待する。

(1) 対象施設の管理運営業務について

関係法令ならびに協定書および仕様書に基づき、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。

なお、業務内容は次のとおりである。

ア 児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施

イ 児童福祉法第48条の4第1項に規定する情報の提供、相談および助言の実施

ウ 保育内容および縦割り保育等の伝統事業等の実施

エ 特別保育事業の実施

オ 未就園児等に対する子育て支援の実施

カ 施設および設備等の維持管理

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

ア 指定管理者

特に見受けられなかった。

イ 市所管課

協定書第15条で「社会福祉法人洛和福祉会は、毎年度、事業開始までに事業計画書および収支予算書を市に提出しなければならない。」と規定されているが、協定書に基づく令和3年度の提出がされていなかった。また、協定書第16条にも「社会福祉法人洛和福祉会は、毎年度、事業終了後、速やかに事業報告書を市に提出しなければならない。」と規定されているが、協定書に基づく令和2年度の提出がされていなかった。現在では、協定書に基づく計画書等や報告書を遡って受けたとのことであるが、以後については所管課として、協定書および仕様書の内容をよく確認し、それらに則り、指定管理者へ必要な指導を行うなど、適切な対応に努められたい。

なお、令和2年度の検査については、協定書第16条第2項の各号に掲げる項目を含む既存書類の提出を個別に受けて行われたと確認した。

以上